

鳥取県公報

平成 20 年 9 月 5 日 (金) 第 8 0 2 3 号

毎週火·金曜日発行

			目	次
\Diamond	告	示	生活保護法による医療機関の指定 (604) (福祉保健課)・・・・・・・・・・2
			生活保護法による薬局の廃止の届出(6	05) (") • • • • • • • • • • • • • • 2
			生活保護法による介護機関の指定(606) (") · · · · · · · · · · · · · · · 2
			大規模小売店舗に関する変更事項の届品	出 (607) (経営支援チーム)・・・・・・・3
			保安林の指定の解除予定(2件)(608	・609) (森林保全課)・・・・・・・・・ 4
			公有水面の埋立て免許の出願(610)(3	と港港湾課)・・・・・・・・・・・・・5
			指定居宅サービス事業者の指定(611)	
			指定居宅サービス事業者の廃止(612)	
			指定介護予防サービス事業者の指定(6	
			指定介護予防サービス事業者の廃止(6	
\Diamond	選管信			有する者の総数の50分の1の数等(54)・・・・8
\Diamond	教委员		定例教育委員会の招集(18)(教育総務	
\Diamond	公	告	保安林の指定施業要件の変更予定に係ん	る森林保有者等への公示による通知
			(2件)(森林保全課)・・・・・・	9
^		et.		冬本部生活安全企画課)・・・・・・・・・11
\Diamond	調達	公告	落札者の決定(集中業務課)・・・・・	

示

鳥取県告示第604号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規 定により次のとおり告示する。

平成20年9月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
ホスピタウン薬局	米子市河崎574-1	平成20年6月1日
あさひ薬局倉吉店	倉吉市宮川町131-7	"
おしどり調剤薬局	日野郡日野町野田319-5	平成20年7月1日
ゆかわ薬局	倉吉市昭和町二丁目70	平成20年8月1日
なかの薬局末恒店	鳥取市美萩野一丁目118	平成20年8月4日

鳥取県告示第605号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出 があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年9月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
ホスピタウン薬局	米子市河崎574-1	平成20年5月31日
あさひ薬局倉吉店	倉吉市宮川町131-7	II
おしどり調剤薬局	日野郡日野町野田319-5	平成20年6月30日
なかの薬局末恒店	鳥取市美萩野一丁目118	平成20年8月3日

鳥取県告示第606号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55 条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年9月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所 の名称	居宅介護事業 所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社	米子市富益町	デイサービス笑	米子市富益町	通所介護	平成20年5月12日
笑和	4413-15	和	1621		

社会福祉	境港市夕日ヶ	グループホーム	境港市夕日ヶ	認知症対応型共同生活	平成20年6月1日
法人境港	丘二丁目100	夕日ヶ丘二番館	丘二丁目92	介護	
福祉会					
,,	,,,	デイサービスセ	"	認知症対応型通所介護	"
"	"	ンタータ日ヶ丘	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		"

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所	介護予防事業所	介護予防事業	介護予防事業の種類	化
2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	の所在地	の名称	所の所在地	1 で 1 か 手来の 性類	指定年月日
株式会社	米子市富益町	デイサービス笑	米子市富益町	介護予防通所介護	平成20年5月12日
笑和	4413-15	和	1621		
社会福祉	境港市夕日ヶ	グループホーム	境港市夕日ヶ	介護予防認知症対応型	平成20年6月1日
法人境港	丘二丁目100	夕日ヶ丘二番館	丘二丁目92	共同生活介護	
福祉会					
,,	"	デイサービスセ	"	介護予防認知症対応型	"
"	"	ンタータ日ヶ丘	"	通所介護	,,

鳥取県告示第607号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者か ら同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において 準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成20年9月5日

鳥取県知事 平 井 伷 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ米子弓ヶ浜 米子市夜見町2937-3 ほか
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称

変更前 (仮称)米子市夜見町複合商業施設 変更後 アクロスプラザ米子弓ヶ浜

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目14-4 代表取締役 坂倉 正宏 変更後 大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目14-4 代表取締役 福島 長男

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

変更前 株式会社トイボックス 島根県安来市恵乃島町114-15 代表取締役 木口 順一郎 株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄266-1 代表取締役 大村 禎史

変更後 株式会社トイボックス 島根県安来市恵乃島町114-15 代表取締役 木口 順一郎 株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄266-1 代表取締役 大村 禎史 株式会社ローソン 大阪府吹田市豊津町9-1 代表取締役 新浪 剛

- 3 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗の名称 平成19年7月14日

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

平成20年4月1日

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名 平成19年7月14日
- 4 変更する理由
 - (1) 大規模小売店舗の名称

大規模小売店舗の名称が決定したため

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 大規模小売店舗を設置する者の代表者が変更となったため

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名 小売業を行う者が決定したため
- 5 届出年月日

平成20年6月26日

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成20年9月5日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済·雇用政策総室

米子市糀町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1

米子市経済部商工課

9 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議 所その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため 当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を 提出することができる。

鳥取県告示第608号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規 定により告示する。

平成20年9月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町西三丁目106(次の図に示す部分に限る。)、166

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供す

る。)

鳥取県告示第609号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30 条の規定により告示する。

平成20年9月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町舟場字下モ後口691の4、字一ノ貝696の4、705の5、705の6、字山ノ神廻リ706の18から 706の21まで、712の7、713の3

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第610号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第3条第1項の規定に より、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して3週間鳥取県県土整備部空港港湾課及び大山町役場農林 水産課に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成20年9月5日

鳥取県知事 平 # 伸 治

1 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

大山町

大山町長 山口 隆之

西伯郡大山町御来屋328

- 2 埋立区域
 - (1) 位置

西伯郡大山町御来屋字松崎屋敷1003-6、1003、1004-3及び1003-5の地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から17の地点までを順次に直線で結んだ線及び17の地点と1の地点を直線で結んだ線によ り囲まれた区域

1の地点 西伯郡大山町小竹三等三角点(北緯35度30分34秒、東経133度31分16秒)から278度25分34秒、 2,505.82メートルの地点

2の地点 1の地点から170度20分45秒、10.00メートルの地点

3の地点 2の地点から169度15分26秒、10.00メートルの地点

4の地点 3の地点から172度31分14秒、10.01メートルの地点

5の地点 4の地点から168度10分8秒、10.00メートルの地点

6 の地点 5 の地点から169度22分18秒、10.00メートルの地点

```
7の地点 6の地点から178度1分19秒、10.11メートルの地点
8の地点 7の地点から159度44分1秒、10.15メートルの地点
9の地点 8の地点から168度44分29秒、10.00メートルの地点
10の地点 9の地点から177度54分35秒、10.10メートルの地点
11の地点 10の地点から169度39分30秒、10.00メートルの地点
12の地点 11の地点から234度23分20秒、7.36メートルの地点
13の地点 12の地点から349度42分55秒、20.05メートルの地点
14の地点 13の地点から79度42分58秒、0.60メートルの地点
15の地点 14の地点から349度42分55秒、80.50メートルの地点
16の地点 15の地点から259度42分55秒、3.10メートルの地点
```

17の地点 16の地点から349度42分55秒、2.60メートルの地点

(3) 面積

707.71平方メートル

- 3 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位置

西伯郡大山町御来屋字松崎屋敷1003-6、1003-3、1003、1004-3、1003-5及び1003-4並びに同 字1003-6、1003、1004-3及び1003-5の地先公有水面

(2) 区域

次のAの地点からHの地点までを順次に直線で結んだ線及びHの地点とAの地点を直線で結んだ線によ り囲まれた区域

Aの地点 西伯郡大山町小竹三等三角点(北緯35度30分34秒、東経133度31分16秒)から279度24分17秒、 2,504.56メートルの地点

Bの地点 Aの地点から170度2分7秒、121.24メートルの地点

Cの地点 Bの地点から170度57分26秒、42.13メートルの地点

Dの地点 Cの地点から259度42分54秒、13.77メートルの地点

Eの地点 Dの地点から238度30分36秒、16.91メートルの地点

Fの地点 Eの地点から277度34分42秒、36.18メートルの地点

Gの地点 Fの地点から349度42分55秒、122.66メートルの地点

Hの地点 Gの地点から14度52分44秒、39.46メートルの地点

(3) 面積

10,389.79平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 出願年月日

平成20年7月7日

鳥取県告示第611号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定した ので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年9月5日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名(名称及び代 表者の氏名)	住所(主たる 事務所の所在 地)	居宅サービス事業 を行う事業所の名 称	居宅サービス事 業を行う事業所 の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法	鳥取市下砂見	特定非営利活動法	鳥取市下砂見	通所介護	平成20年9
人笑風情の会 デ	529	人笑風情の会	529		月1日
イサービスセンタ		デイサービスセン			
一桃の花		ター桃の花			
理事長 森本将広					

鳥取県告示第612号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サー ビスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年9月5日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 則

氏名(名称及 び代表者の氏 名)	住所 (主たる事 務所の所在地)		居宅サービス事業を 行っていた事業所の 所在地	居宅サービス	廃止年月日
ライフケア鳥	鳥取市浜坂六	ライフケア鳥取有	鳥取市浜坂六丁目	特定福祉用具	平成20年8月
取有限会社	丁目 2-20	限会社	2 - 20	販売、福祉用	31日
代表取締役				具貸与	
小椋 節					

鳥取県告示第613号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定 したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年9月5日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名(名称及び代 表者の氏名)	住所(主たる 事務所の所在 地)	介護予防サービス 事業を行う事業所 の名称	介護予防サービ ス事業を行う事 業所の所在地	介護予防サー ビスの種類	指定年月日
特定非営利活動法	鳥取市下砂見	特定非営利活動法	鳥取市下砂見	介護予防通所	平成20年9月
人笑風情の会 デ	529	人笑風情の会 デ	529	介護	1 日
イサービスセンタ		イサービスセンタ			
一桃の花		一桃の花			
理事長 森本将広					

鳥取県告示第614号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年9月5日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名(名称及び 代表者の氏名)	住所 (主たる事 務所の所在地)		介護予防サービス 事業を行っていた 事業所の所在地	介護予防サー ビスの種類	廃止年月日
ライフケア鳥取	鳥取市浜坂六丁	ライフケア鳥取有	鳥取市浜坂六丁目	特定介護予防	平成20年8月
有限会社	目 2-20	限会社	2 - 20	福祉用具販	31日
代表取締役				売、介護予防	
小椋 節				福祉用具貸与	

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第54号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項(同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成20年9月5日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 9,791

鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を 乗じて得た数とを合算して得た数 148,252

鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 53,007 米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 40,016 倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 14,005 境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 9,942 岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 3,670 八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 9,011 東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 16,747 西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 12,811 日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 3,963

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第18号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成20年9月5日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成20年9月9日 (火) 午前10時~
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成19年度教育行政の点検及び評価について
 - (2) その他

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森 林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、 同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成20年9月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、 森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更 予定の告示(平成20年7月15日付鳥取県告示第510号)の内容 (告示の内容)
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

金田定次郎	西伯郡大山町豊房字北原448の 2
松井 健彦	西伯郡大山町豊房字西屋敷1610
松井福太郎	西伯郡大山町豊房字荒神ノ前1613
宮本儀三郎	西伯郡大山町豊房字上ノ田林2145の 2
宮永 庫久	西伯郡大山町豊房字下中島林2147
田中幸太郎	西伯郡大山町豊房字下中島林2148の 2
田中ちょう	西伯郡大山町豊房字向林ノ二2128
宮本 綾子	西伯郡大山町前字倉井561の18
"	西伯郡大山町前字倉井561の22
伊澤 はる	西伯郡大山町赤松字滝坂ノ下963
伊沢房次郎	西伯郡大山町赤松字滝坂ノ下964

椎木多四郎	西伯郡大山町赤松字滝坂ノ下970の1			
地頭 義正	西伯郡大山町赤松字清水ケ平ル1112			
伊澤麻太郎	西伯郡大山町赤松字清水ケ平ル1113			
持田辨太郎	西伯郡大山町赤松字清水ケ平ル1115			
椎木多四郎	西伯郡大山町赤松字水尻1122			
秋本国太郎	西伯郡大山町赤松字水尻1132			
宮永仁十郎	西伯郡大山町赤松字水尻1134			
池本為五郎	西伯郡大山町赤松字水尻1136			
本伊 民蔵	西伯郡大山町赤松字水尻1137			
西伯郡大谷溜				
池普通水利組	西伯郡大山町長田字免賀手1050の12			
合				

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に 備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 大山町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森 林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、 同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成20年9月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、 森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更 予定の告示(平成20年7月22日付鳥取県告示第530号)の内容 (告示の内容)
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

正木多四郎	西伯郡伯耆町丸山字上後谷ノー1629
久古生産森林 組合	西伯郡伯耆町久古字高平473の 2
林原 新吉	西伯郡伯耆町番原字箕ヶ滝647
岡田治三郎	西伯郡伯耆町番原字箕ヶ滝648
浅田菊二郎	西伯郡伯耆町番原字箕ヶ滝649
下村 米蔵	西伯郡伯耆町真野字大才928
大原生産森林 組合	西伯郡伯耆町大原字条ガケ平29の1
"	西伯郡伯耆町大原字条ガケ平29の3
"	西伯郡伯耆町大原字条ガケ平29の5
遠藤乕次郎	西伯郡伯耆町小町字前田下ノー41
妹尾仁太郎	西伯郡伯耆町小町字前田下ノー42
遠藤吉次郎	西伯郡伯耆町小町字前田下ノー44
妹尾英三郎	西伯郡伯耆町小町字東山ノ内―147
妹尾亀一郎	西伯郡伯耆町小町字東山ノ内一148
坂本喜代美	西伯郡伯耆町小町字前田下3の6
妹尾平三郎	西伯郡伯耆町小町字前田下29
妹尾 順司	西伯郡伯耆町小町字前田下31
権代 とよ	西伯郡伯耆町小町字前田下32

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び伯耆町役場に 備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 伯耆町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者 講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成20年9月5日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

- 1 講習に係る警備業務の区分等
 - (1) 講習に係る警備業務の区分
 - ア 法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)
 - イ 法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号警備業務」という。)
 - ウ 法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「3号警備業務」という。)
 - エ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務(以下「4号警備業務」という。)
 - (2) 講習の区分
 - ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業 務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」とい う。)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付 を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)
 - イ 講習規則第6条に規定する講習(以下「追加取得講習」という。)

2 実施日時

警備業務の区分	講習の区分	実施期日	実施時間
1 号警備業務	新規取得講習	平成20年10月23日 (木)	午前11時から午後5時10分まで
		同月24日(金)から同月30	午前8時30分から午後5時10分まで
		日(木)まで(日曜日及び	
		土曜日を除く。)	
		同月31日(金)	午前8時30分から午後1時まで
	追加取得講習	平成20年10月23日 (木)	午前11時から午後5時10分まで
		同月24日(金)及び同月30	午前8時30分から午後5時10分まで
		日 (木)	
		同月31日(金)	午前8時30分から午後1時まで
2号警備業務及び	新規取得講習	平成20年10月24日(金)	午後0時50分から午後5時10分まで
3号警備業務		同月27日 (月) から同月30	午前8時30分から午後5時10分まで
		日 (木) まで	
		同月31日(金)	午前8時30分から午後1時まで
	追加取得講習	平成20年10月24日(金)	午後0時50分から午後5時10分まで
		同月30日 (木)	午前8時30分から午後5時10分まで
		同月31日(金)	午前8時30分から午後1時まで
4号警備業務	新規取得講習	平成20年10月27日(月)	午前8時から午後5時10分まで
		同月28日 (火) から同月30	午前8時30分から午後5時10分まで
		日 (木) まで	
		同月31日(金)	午前8時30分から午後1時まで
	追加取得講習	平成20年10月30日(木)	午前8時から午後5時10分まで
		同月31日(金)	午前8時30分から午後1時まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

- 4 受講定員
 - (1) 新規取得講習 各警備業務とも10名程度
 - (2) 追加取得講習 各警備業務とも5名程度

5 講習事項

- (1) 新規取得講習
 - ア 警備業務実施の基本原則に関すること。
 - イ 警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること。
 - ウ 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
 - エ 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
 - オ その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。
- (2) 追加取得講習 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

6 受講対象者

受講対象者は、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ定める者とする。

- (1) 新規取得講習 次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分に係る警備業務に従事した期間が、 最近5年間に通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第 4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る 法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」とい う。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続し て1年以上当該警備業務に従事しているもの
 - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則 第5号。以下「旧検定規則」という。) 第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係る ものに限る。以下「旧1級検定」という。) に合格した者
 - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級 検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に 従事しているもの
- (2) 追加取得講習 当該警備業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、 (1)のアからオまでのいずれかに該当する者
- 7 受講申込書の受付期間

平成20年9月16日(火)から同月22日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く)の午前8時30分から午後5時 30分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署(持参以外の方法による受講申込書の提出は、認めない。)

9 受講申込書の提出部数等

受講申込書は1通とし、写真(受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、 横2.4センチメートルの大きさのもの)をその所定欄にはり付け、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 6の受講対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類各1通
 - ア 6の(1)のアに該当する者にあっては、当該警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係 る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
 - イ 6の(1)のイに該当する者にあっては、1級検定に係る合格証明書の写し
 - ウ 6の(1)のウに該当する者にあっては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
 - エ 6の(1)のエに該当する者にあっては、旧1級検定に係る合格証の写し
 - オ 6の(1)のオに該当する者にあっては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (2) 追加取得講習を受講しようとする者にあっては、資格者証等の写し1通
- 10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額に相当する鳥取県収入

証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

警備業務の区分	講習の区分	受講手数料
1号警備業務	新規取得講習	47,000円
	追加取得講習	23,000円
2号警備業務及び	新規取得講習	38,000円
3 号警備業務	追加取得講習	14,000円
4号警備業務	新規取得講習	34,000円
	追加取得講習	10,000円

11 その他

- (1) 講習終了後に修了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23 *−*0110) にすること。

調達公告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政 令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年9月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達物品の名称及び数量 凍結防止剤散布車 3台

2 契 約 方 式 一般競争入札

札 日 平成20年8月8日

4 落札者の名称及び所在地 三洋株式会社山陰支社

鳥取市千代水二丁目105

5 落 札 金 額 44,730,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 入 札 公 告 日 平成20年6月27日

7 落 札 方 式 最低価格落札方式

8 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部庶務集中局集中業務課

及び所在地 鳥取市東町一丁目220